

# 浄化槽検査員の精度管理について（第2報）

財団法人 福岡県浄化槽協会

山 本 直 隆

久 保 寛 宣

島 田 賢 治

○井 上 亘

## 1 はじめに

浄化槽法に基づく検査（以下「法定検査」という。）は、都道府県知事が指定した指定検査機関が実施しており、この法定検査の公平性や信頼性を確保するために、環境省においても平成18年5月17日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知により、浄化槽検査員の精度管理の必要性が示されている。

当協会も平成17年度から指定検査機関の重要な課題の一つとして、浄化槽検査員の精度管理に取り組んでいるところであり、これについては、平成18年度「第20回全国浄化槽技術研究集会」において、取り組み事例や成果等について報告したところであるが、精度管理に取り組んで間もないことや他の指定検査機関の情報もほとんど無かったため、精度管理のあり方について引き続き検討が必要であると考えている。

そこで、全国の指定検査機関の精度管理の状況を調査した結果と当協会の精度管理の取り組みの成果を踏まえて精度管理のあり方について検討したので、その一考察を報告するものである。

## 2 各指定検査機関の精度管理等に関する調査結果について

当協会は、各指定検査機関がどのような精度管理等を実施しているかについて調査した

### (1) 調査方法

調査方法は、以下のとおりとした。

#### ①調査対象

社団法人全国浄化槽団体連合会の正会員及び特別会員の指定検査機関のうち50機関。

#### ②調査方法

アンケート用紙を作成配付し、必要な事項を回答する方法により調査を行った。

アンケート形式は、一部選択・記述方式とした。

#### ③調査内容と回答結果

34指定検査機関から回答を得た。 : 回収率 68%

項目	実施	未実施	実施率
精度管理の取り組みの有無について	17機関	17機関	50.0%
職員研修の取り組みの有無について	26機関	8機関	76.4%

### (2) 調査結果

#### ① 精度管理の主な実施内容について

実施している内容では、「検査結果書における所見の確認・指導」、「指定検査機関協議会の各ブロックが開催する研修会への参加」及び「検査判定・手順マニュアルの作成」等を行っている機関が多数あった。

このようなことから、各指定検査機関として判断・判定をいかに統一するか、また検査員の能力、技術を一定水準以上に保つことに努力していることがうかがえる。

また、アンケート結果から精度管理を実施していない理由については、「検査体制の整備に全力を期していて、精度管理まで手が回らない」あるいは、「今後浄化槽設置者の指定検査機関に対する見方は厳しくなると思われるから国際的な基準である I S O の導入を優先にしたい」との意見もあった。

(重複あり)

精度管理の項目	実施機関
・検査結果書における所見の確認・指導。	15
・指定検査機関協議会の各ブロックが開催する研修会への参加。	10
・新型浄化槽の調査研究及び技術研修。	9
・検査判定・手順マニュアルの作成。	8
・判定結果について、グループ討議。	7
・同一浄化槽を複数の検査員で検査し、判定の確認。	6
・各種実務セミナー及び研修会への参加。	5
・検査機器の適正管理マニュアルの作成。	3
・I S O 制度の導入。	3

## ② 職員数・浄化槽の検査基数と精度管理実施率との関係

職員数や検査基数等の事業規模と精度管理の実施率について調査した。その結果、両者には、正の相関があることが分かった。このことは、事業規模が大きくなれば、検査に関与する検査員数も多くなり、検査結果の「判断・判定」にも、検査員間のバラツキに差が生じることから、事業規模が大きい機関ほど、必然的に精度管理を実施していることがうかがえる。

今後、平成18年度の浄化槽法の改正施行をうけて、都道府県の指導、監督が強化されることから、法定検査の受検率の向上を目指して、検査員の増員、事業規模の拡大等により、精度管理の導入の必要性がますます高まっていくのではないかと考えられる。

表1 職員別の精度管理実施率 (34機関による)

職員数(人)	実施	未実施	実施率
20以下	3機関	9機関	25.0%
21～40	8機関	4機関	66.7%
41以上	6機関	2機関	75.0%

表2 検査基数別の精度管理実施率(7条・11条)

検査基数(基/年)	実施	未実施	実施率
20,000以下	2機関	10機関	16.7%

20,001 ～ 40,000	5 機関	3 機関	62.5%
40,001 以上	10 機関	4 機関	71.4%

### 3 当協会における精度管理の概要について

一般的に職員研修は、職場内研修（OJT）と職場外研修（OFF-JT）に区別される。前者は、業務を通じて行う教育を指し、これまでの経験によって得られたノウハウや知識を習得する機会のことをいい、後者は、日常業務を離れての研修を指し、両者は、お互いに補完的な役割を担っている。

当協会の精度管理は、このことを踏まえ、職場内研修と職場外研修を組み合わせ、目的を明確にして職員の自己啓発に繋がるような取り組みを実施している。

職場内研修は、検査員の技術力向上や機器類の適正管理を重点に実施し、職場外研修は、公的な研修施設への派遣や研修コンサルタントを招いての研修を行い、職員の意識改善等を中心に学ぶこととしている。

現在、当協会が実施している主な精度管理は、以下のとおりであり、そのうちいくつかの取り組みを簡単に紹介したい。

職場内研修（OJT）	職場外研修（OFF-JT）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な所見の表記</li> <li>・検査手順の統一</li> <li>・総合判定等の統一</li> <li>・検査機器の適正管理</li> <li>・内部精度管理</li> <li>・テスト、事例研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の指定検査機関への派遣研修</li> <li>・公的な研修施設への派遣</li> <li>・研修コンサルタントの活用</li> </ul>

#### （1）職場内研修の例（内部精度管理）

##### ①同一浄化槽の検査

複数の検査員により同一浄化槽の現場検査を実施し、それぞれが結果書を作成する。この結果書の判定について協議、確認を行っている。

その結果、所見等の記載については、浄化槽管理者や維持管理業者に対し、伝えたい事項は同じでも、よく使用する所見やあまり使用しない所見など検査員間でも様々な考え方による差異が生じていることが分かった。

また、判定を基に、検査員間で協議、検討することで、判定を行うまでの検査員の考え方を知ることができた。

##### ②透視度測定管理

透視度の測定は、測定者の視力、場所などの影響を受けやすく、誤差が生じやすい検査項目であり、全検査員による同一試料を測定し、その結果を調査した。

その結果、数名の検査員については、測定結果に多少の問題があるとの評価になったため、同一の測定結果となるように指導を行い、併せて、全検査員による定期的な精度管理を計画している。

## (2) 職場外研修の例

### ①他の指定検査機関への派遣

この研修については、平成18年度から現在まで、4指定検査機関の協力を得て、8名の検査員を派遣し、実施したところである。

その結果、各指定検査機関から、検査手順、浄化槽管理者との接し方や職場内での職員管理のあり方等について学ぶことができ、当協会の改善すべき課題が判明し、現在それらの解決に努めている。

また、この派遣研修は、検査員の意識の活性化や、人脈構築にも一役かっている。

### ②公的な研修施設及び研修コンサルタントの活用

精度管理は、マニュアル等の作成により、一定水準までのレベルアップは可能であるが、職員のモチベーションやモラルを高めるために、職場内研修のみでなく、職場外研修として、公的な研修施設及び研修コンサルタント等を活用している。

中堅管理職については、組織強化に対する意識改善や管理能力を重点に研修し、また、若手職員については、仕事の進め方や職場内におけるコミュニケーション能力を伸ばす研修に参加している。

一方、接遇研修、人権研修、暴力追放研修についても、全職員を対象に計画的に実施している。

- ・ 中堅職員の仕事の進め方
- ・ 部下の育て方、伸ばし方
- ・ 管理者のための危機管理
- ・ 若手職員の仕事術
- ・ マナーアップ研修



スキルアップ研修の主な科目

## (3) 成果

職員の精度管理について、様々な取り組みを実施してきた結果、検査の平準化が得られたことや技術力が向上したと併せて、職員のモチベーションやモラルも、徐々にではあるが高まってきていることが感じられる。

職員の具体的な変化については、以下のとおりである。

- ・ 判定基準の統一化が進んだ。
- ・ 測定機具、機材の管理の適正化が定着した。
- ・ 先進的な器具、機材に関する知見が得られた。
- ・ 職場内のコミュニケーションが円滑になった。
- ・ 自分の置かれている立場がそれなりに自覚できた。
- ・ 接遇面（電話対応・来訪者への気配りなど）が改善された。
- ・ 職員間で精度管理に関する意識に、まだまだ温度差がある。

#### 4 まとめ

今日、浄化槽の法定検査を実施する指定検査機関には、検査結果書は最終的な「製品」であるという認識を持つことと、そこに至るまでのプロセスの妥当性が求められていると考えられ、今後ますます、指定検査機関としての精度管理の充実が必要になると推測される。

各指定検査機関においても、適正な検査結果書の作成には、精度管理が必要であるとの認識に立ち、日々取り組んでいることが、今回のアンケート結果からも分かった。

しかし、公益法人である指定検査機関は、一般的に法人規模がきわめて小規模で、財政規模も小さいことから、職員研修や能力開発に費やせる時間や原資も決して多いとは言えない。

そこで、各指定検査機関が独自で行っている職場内研修の充実と共に、職場外研修として、全国の各ブロックにおける「指定検査機関協議会研修会」や「他の指定検査機関への派遣研修」を積極的に実施することで、指定検査機関相互が教育機関として十分に活用でき、精度管理の充実と効率化が図られるものと考えられる。

ある指定検査機関の方が一言漏らされた「われわれ指定検査機関の資源は、職員である。職員が皆様から、いかに信頼を勝ち取るかが一番大切である。」この言葉を最大の目標に、「信頼性の確保」と「社会的責務」を果たすため、今後も精度管理を継続することとした。